



不動産公売のお知らせ

- ◆日時 2月26日(金) 13時30分～
- ◆入札会場 南国オフィスパークセンター
2階会議室(南国市蛸が丘1-1-1)

◆入札に必要なもの

- ・保証金(見積価格の約10%)
※現金に限る。入札当日の14時までに納付
 - ・身分を証明するもの(運転免許証等)
 - ・印鑑(認印)
 - ・代理人の場合は、委任状
 - ・農地の場合、買受適格証明書(農業委員会発行)
- ※落札者は、買受代金(落札額から保証金を控除した金額)を、3月4日(金)15時までに納付してください。
※費用負担、住民票等の提出を条件に登記を代行します。

◆予約申込・問い合わせ先

- ・南国・香南・香美租税債権管理機構
☎088-855-6776
- ・香南市税務収納課 ☎0887-57-8505
- ・いの町町民課 ☎088-893-1118
- ・高松国税局 ☎087-831-3111

南国・香南・香美租税債権管理機構、香南市、いの町、高知税務署による合同公売会を開催します。

公売とは、滞納税に充てるために、差し押さえをした財産を売却することです。

具体的には、公売会場で見積価格以上の金額を入札し、最高価格を入札した方へ売却するものです。売却金は税金に充てます。

滞納を解消し、行政サービスを支える財源の確保のためにも、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

行政のサービスは、皆さんの税金で支えられています。



番号	所在地			物件等	登記地積 (㎡)	見積価格 (千円)	保証金 (千円)	指定の状況	
	市町村	大字	字					都計法	農振法
27機構(7)23	香南市	野市町西野	八ノ丸	土地付建物	297.55	8,710	880	非線引	地域外
27機構(7)24		吉川町吉原	浜口	建物		6,050	610	地域外	〃
27機構(7)25		野市町父養寺	水谷	雑種地等	2,197	8,720	880	非線引	〃
27年390		吉川町吉原	浜口	宅地	800.37	4,950	500	地域外	〃
27機構(7)26	香美市	物部町大柘	土居・下土居	土地付建物	97.28	6,130	620	〃	〃
27機構(7)28	南国市	大桶	林ノ本	田	1,580	870	90	調整区域	農用地
27機構(7)29		篠原	鍵田	田	690	240	0	〃	〃
27機構(7)30		篠原	西野々	田	224	1,000	100	市街化	地域外
27い(7)1	いの町	枝川	十五割	土地付建物	331.01	7,590	760	〃	〃
税務署1	高知市	中秦泉寺の宅地(詳細は整理中です)						〃	〃
税務署2		高知市春野町の農地(詳細は整理中です)						調整区域	農用地

※整理番号『27機構(7)24』の建物は、整理番号『27年390』の宅地に建築しています。

確定申告はホームページから

国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することで、所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などが簡単に作成できます。

また、毎年、期限間際になると税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。

申告書は、できるだけご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出してください。

なお、納税には、便利で安全な振替納税のご利用をお勧めします。

- 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
- ▶確定申告書等作成コーナー
- e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



確定申告 期間(平成27年分)

- 所得税および復興特別所得税・贈与税
3月15日(火)まで
- 消費税および地方消費税(個人事業者)
3月31日(木)まで

振替納付日(平成27年分)

- 所得税および復興特別所得税
4月20日(水)
- 消費税および地方消費税(個人事業者)
4月25日(月)

問い合わせ先 南国税務署

☎088-863-3215

国税に関する相談は、まずはお電話で

税務署の代表電話は自動音声案内でお受けしています。国税に関する一般的な相談を希望する場合は、自動音声案内に従って1番を選択してください。国税局電話相談センターの税務相談官が相談をお受けします。

なお、相談内容が複雑で、関係書類等による事実関係の確認が必要なものについては、電話予約の上、税務署での面接により対応しています。面接相談を希望する場合は、自動音声案内に従い、2番を選択の上、担当職員にご住所・お名前・相談内容を伝え、相談日時をご予約ください。

20歳になったら国民年金

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ることができます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取ることができます。



問い合わせ先

南国年金事務所
☎088-864-1111
市民保険課 国民年金係
☎53-3115

若者のための

猶予制度あります

◆学生納付特例制度

本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。※対象となる学生…学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方

◆若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。